件名：令和８年度修繕跡路面復旧工事（その４）

制限付一般競争入札参加申出書

令和　　年　　月　　日

（宛先）高槻市企業管理者

所　在　地

商号又は名称

代表者職氏名

令和８年１１月２０日付けで公告のあった本工事の制限付一般競争入札について参加いたしたく申し出します。

なお､本申出書記載内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　資格要件等（各項目の右欄の□にチェックを入れてください）

①地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。	□該当しません
②本市の令和８年度入札参加資格者名簿に登録されていること。(ただし、必要書類が提出されていること。また、令和８年度新規登録業者でないこと。)	□登録されています
③高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。	□指名停止期間中ではありません
④雇用保険、健康保険および厚生年金保険の全てに加入していること。(ただし、法令の規定により適用を除外されている場合を除く。)	□加入しています
⑤市内業者（高槻市内に本店を有する者）で、本市入札参加資格者名簿の「舗装工事」に登録されていること。	□登録されています
⑥監理技術者または主任技術者の配置が可能であること。	□配置が可能です

２　配置予定技術者に関する事項

申込む入札案件の配置予定技術者（高槻市に技術者として登録されている者）の氏名を記入してください。契約締結日まで変更可能です。入札要綱および「配置予定技術者に関する注意事項」をご確認ください。

氏　名	

【配置予定技術者に関する注意事項】

建設業法上、技術者の専任を要する工事において、配置予定技術者の兼任等をさせる場合は建設業法に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」で示す要件の概要を以下に示します。

１　特定営業所技術者または営業所技術者（法第２６条の５）

監理技術者制度運用マニュアル「二-二（５）営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係」より

（１）配置する工事現場数が１以下

（２）営業所と工事現場との距離が、一日の勤務時間内に巡回可能で、災害や事故等の発生時に概ね２時間以内で到着できる

（３）下請次数が３以下である

（４）工事現場と営業所との連絡その他必要な措置を講ずるための者（同業種で１年以上の実務経験を有するもの）を置いている

（５）施工体制について情報通信技術を利用する方法により確認できる措置を講じている

（６）必要事項を記載した人員配置の計画書を工事現場に備え置き、一定期間営業所で保存している

（７）工事現場の状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、通信利用が可能な環境が確保されている

２　他の工事と兼任させようとする監理技術者等（法第２６条第３項第１号）

監理技術者制度運用マニュアル「三（２）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例　①」より

（１）兼務する工事現場数が２以下

（２）工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能で災害や事故等の発生時に概ね２時間以内で到着できる

（３）下請次数が３以下である

（４）工事現場と営業所との連絡その他必要な措置を講ずるための者（同業種で１年以上の実務経験を有するもの）を置いている

（５）施工体制について情報通信技術を利用する方法により確認できる措置を講じている

（６）必要事項を記載した人員配置の計画書を工事現場に備え置き、一定期間営業所で保存している

（７）工事現場の状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、通信利用が可能な環境が確保されている

３　工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置き、他の工事と兼任させようとする監理技術者（法第２６条第３項第２号）

監理技術者制度運用マニュアル「三（２）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例」より

（１）兼務する工事現場数が２以下

（２）工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置いていること

資料を確認したうえで、該当する技術者を選定してください。

掲 載 先 ： https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html